

「工事書類簡素化に向けた取組み」について

工事書類作成に係る受注者の負担軽減および発注者の監督・検査の合理化を図ることを目的とし、令和7年度より「工事書類簡素化に向けた取組み」を試行実施します。

対象工事

令和7年4月1日以降に完成する建設工事のうち、当初請負金額が500万円以上のものを対象とします。

取組内容

- ・別紙「竣工時における提出・提示書類一覧表」および「安全管理資料総括表」により実施します。
- ・受注者は、提出・提示書類の区分を工事監督員に確認のうえ記入し、作成した一覧表等を竣工図書に添付して提出します。あわせて、「提示書類」を別冊にて作成し、提出します。
- ・「提示書類」は、竣工検査終了後返却します。

(手順イメージ)

